

		別紙
案件名		窓口新札対応キャッシュレス券売機
納品期限		令和6年6月30日まで
納品場所		守口市役所 (1) 守口市役所 総合窓口課 1階 1台 (2) 守口市役所 総合窓口課 2階 1台 (3) 守口市役所 課税課 2階 1台
品質・規格	—	現金のほか、クレジットカード、電子マネー、QRコード(以下、「キャッシュレス決済」という)による決済に対応可能であること決済時に現金とキャッシュレス決済のいずれかが選択できること
	—	キャッシュレス決済ができない場合でも、現金による決済が可能であること
	—	パスポートメニューについて、キャッシュレス決済を不可とし、現金決済のみの設定ができること
	対応紙幣	1万円札、5千円札、2千円札、千円札での決済に対応していること 令和6年度に発行が予定されている新紙幣にも対応できること
	対応硬貨	500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨での決済に対応していること 令和3年度に発行された新500円硬貨に対応していること
	釣銭	釣銭として用いられる紙幣・硬貨は、本券売機に使用されたものを自動的に還流して利用できること
	釣銭容量	それぞれの釣銭容量は、記載の数量以上とする ・10000円札+2000円札 100枚 ・5000円札 100枚 ・1000円札 600枚 ・500円硬貨 350枚 ・100円硬貨 1000枚 ・50円硬貨 600枚 ・10円硬貨 1,000枚
	キャッシュレス決済対応ブランド	キャッシュレス決済は以下に対応可能であること ① クレジットカード:「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「AMEX」、「DinersClub」 ② 電子マネー:「WAON」、「nanaco」、「楽天Edy」、「iD」、「QUICPay」、交通系IC ③ コード決済:「PayPay」、「d払い」、「楽天ペイ」、「auPAY」、「メルペイ」 なお、実際のキャッシュレス決済の実施に係る契約(キャッシュレス決済の手数料、その他システムに係る契約)は別途守口市が行う
	クレジットカード	クレジットカードはICチップを差し込んで決済ができることまた、クレジットカードのタッチ決済に対応していること
	クレジットカードのセキュリティ	PCIDSSの現行基準に準拠したクレジット情報非保持型の機種であること
	決済のエラー	券売機及び附属の機器には決済者の氏名、住所、カード番号などの個人情報を保存しないこと 決済のエラーが生じた場合、券売機本体で確認出来ること
	決済の取消	現金の払い戻し処理ができること取消操作により精算券が発行できること クレジットカード決済・コード決済については管理画面上で取消ができること
	対応メニュー数	メニュー数は99種類以上に対応できること メニューは券売機の利用者で追加・設定できること

		液晶タッチパネルで購入できること
券について		券面は使用者が容易に加工・修正できること
		以下の内容を券面に印字できること <ul style="list-style-type: none"> ・発券の日付 ・発券の時間 ・価格 ・通番・発券 No ・メニュー名 ・その他任意の文字(20文字程度)
		券の横幅は 57.5mm とし、縦幅は使用者で数段階以上設定できること
		券の専用ロール紙の交換は使用者側で実施できること
		一度の購入で複数枚発行できること
		券売機の収納データは印刷して確認出来ること 以下のことを記録できること <ul style="list-style-type: none"> ・販売券種、決済手段(現金、キャッシュレス(決済手段別、ブランド別))また、日計、累計、グループ別日計、グループ別累計での確認ができること
		時間帯別口座別、金銭出入庫、取引データ、エラー履歴、回収結果、操作履歴、設定情報を記録できること
		金銭管理及び保守業務は前面からできること 1年間以上のメーカー保証があること
		キャッシュレス決済に係る通信は有線 LAN により可能であること 有線 LAN の整備はこの調達には含めない 別途発注者で用意したインターネット回線と接続可能であること
		券売機のサイズについては W700,H1650,D400 程度以内のサイズとすること 車いすユーザーでも操作しやすい料金の投入口やキャッシュレス決済の操作場所であるなど、ユニバーサルデザインに配慮した作りであること
留意事項	—	機器設置、搬入、試験、調整を行うこと実施に当たっては、以下の所管課と十分協議すること また、納入・設置作業について事前に十分に計画・準備を行い、すみやかに作業スケジュールを作成の上、各所管課の了解を得ること 総合窓口課(1階・2階) 庶務担当:06-6992-1525 課税課 資産税担当:06-6992-1474
	—	作業の際は、発注者の指示に従うこと 納入・設置に関しては、養生を十分に行い、施設の破損等がないようにすること 作業中に施設の備品等を破損した場合は、受注者の責任において、現状に復旧させること
	—	キャッシュレス決済の導入、設定に関してキャッシュレス事業者等からの連絡及び必要書類等の提出を求められた際は適宜対応すること
	—	作業中に事故が発生した場合は、速やかに発注者へ連絡し、指示を受けること
	—	設置に関しては、地震や盗難等に備え、受注者の負担によりしっかり固定させること
	—	この仕様書等に明記されていない事項であっても、当然行わなければならないと認められる事項は実施すること
	—	